

戸塚火災予防協会規約

施行 昭和 25 年 10 月 1 日
最近改正 令和 2 年 4 月 27 日

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は、戸塚火災予防協会とする。

(事務所)

第 2 条 本会の事務所は、戸塚区内に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本会は、会員相互の親睦と融和連絡を図り、その属する防火対象物の火災予防と防災上必要な知識、技術の総合的研究を行い、災害を防止して、各種業務の健全なる振興発展と社会公共の福祉増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防火、防災思想の普及啓発に関すること。
- (2) 防火、防災情報の交換に関すること。
- (3) 防火、防災科学技術の総合的研究に関すること。
- (4) 危険物、ガス、火薬類等の取扱い保全施策に関すること。
- (5) 火災危険度及び消火避難施設の改善指導に関すること。
- (6) 防災関係者の士気高揚、親睦に関すること。
- (7) 防火、防災資材の整備等、指導に関すること。
- (8) 消防施設等の改良及び助言に関すること。
- (9) 「市民防災の日」事業推進に関すること。
- (10) 自衛消防組織の育成指導に関すること。
- (11) その他本会の目的達成のために必要なこと。

第 3 章 組 織

(会員)

第 5 条 本会の会員は、法令で定められた防火管理者及び危険物取扱者並びに本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

(自衛消防連絡協議会)

第 5 条の 2 本会に下部組織として戸塚区自衛消防連絡協議会を置く。

2 前項の協議会は、別に定める要綱により組織し、事業を行う。

ただし、その予算及び事業は、本会の一環事業として執行するものとする。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	5名以下
監 事	2名
会 計	3名以下
専任理事	全会員数の1割以下
理 事	全会員数の2割以下
事業推進理事	1名

(名誉会長)

第7条 本会に名誉会長を置くことができる。

- (1) 名誉会長は会長がこれを委嘱する。
- (2) 名誉会長は会長及び会員の諮問に応ずる。

(顧問)

第8条 本会に顧問を置く。

- (1) 顧問は会長がこれを委嘱する。
- (2) 顧問は会長及び会員の諮問に応ずる。
- (3) 常任顧問は戸塚消防署長の職にある者とする。

(名誉顧問)

第9条 本会に名誉顧問を置く。

- (1) 名誉顧問は会長がこれを委嘱する。
- (2) 名誉顧問は会長及び会員の諮問に応ずる。

(会長)

第10条 会長は、総会において会員中より選任する。

2 会長は、この会を代表し、会務を統理する。

(副会長)

第11条 副会長は、総会において会員中より選任する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(監事及び会計)

第12条 監事及び会計は、総会において会員中より選任する。

- 2 監事は、会計を監査する。監事は他の役員を兼務するとはできない。
- 3 会計のうち1名は、会計事務担当の職にある者とする。
- 4 会計は、会長の指揮を受け会計事務を処理する。

(専任理事及び理事)

第13条 専任理事及び理事は、総会において会員中より選任する。

- 2 専任理事は、本会の主要事業及び予算の審議に参画し、会務を議決する。
また、緊急事案の審議に際して、理事を代表して参画し、会務を議決する。

3 理事は、本会の主要事業及び予算に審議に参画し、会務を議決する。

第14条 削除

(事業推進理事)

第15条 事業推進理事は、戸塚消防署総務・予防課長の職にある者とする。

(事業推進担当理事)

第16条 事業推進担当理事は、戸塚消防署予防係長の職にある者とする。

(名誉職)

第17条 本会の役員は、すべて名誉職とする。

(任期)

第18条 役員は任期は2年とする。

ただし、事業推進理事は、補職期間中を任期とする。

- (1) 役員はすべて再任を妨げない。
- (2) 補欠により選任された役員は、前任者の残任期間とする。
- (3) 役員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでその職務を行う。

第4章 会 議

(会議の種類及び定足数)

第19条 会議は、理事会及び総会とし、会長がこれを招集する。

- 2 会議は、過半数以上の出席をもって開催する。
- 3 会議は、書面をもってこれを開催することができる。
- 4 事業推進理事は議決権を有しない。

(議長)

第20条 会議の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会)

第21条 理事会は、必要の都度、役員を招集し次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び実施に関すること。
- (2) 予算の運営及び実施に関すること。
- (3) 総会に諮る議案の審議に関すること。
- (4) その他必要なこと。

(臨時会)

第22条 会長は、必要と認める役員を招集し、次の事項を審議することができる。

- (1) 特に必要な緊急事案に関すること。
- (2) その他必要なこと。

2 会長は、審議結果を理事会及び総会に報告する。

(総会)

第23条 総会は、毎年1回以上これを招集し、次の事項を議決する。

- (1) 予算及び事業の計画に関する事。
- (2) 決算及び事業の報告に関する事。
- (3) 本会規約の改正等に関する事。
- (4) 役員の変更に関する事。
- (5) その他必要な事。

(理事会への委任)

第24条 総会は理事会をもってかえることができる。

(議決)

第25条 会議の議決は、出席者の過半数によってこれを決する。

2 可否同数のときは、議長がこれを決する。

第5章 会費及び会計

(経費)

第26条 本会の経費は、会費をもってこれに充てる。

(会費)

第27条 本会の会費は年額1口3,000円とし、3口以上希望口数を1年分一括納入する。

(会計年度)

第28条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第6章 表彰

(表彰)

第29条 会長は、第4条に定める事業目的の達成のため、特に顕著な功績があったと認める会員及びその他の者を表彰することができる。

(表彰の選考)

第30条 会長は、前条に定める被表彰者の選考にあたっては、副会長及び戸塚消防署長等と協議して、これを決定するものとする。

第7章 補則

(会費の返戻)

第31条 本会の会員が、その理由のいかんを問わず脱退した場合は、既納会費は一切返戻しないものとする。

第8章 付則

第32条 会長は、本会の運営及び事業推進に必要な要綱を別に定めることができる。

第 33 条 この規約は、昭和 25 年 10 月 1 日から施行する。

第 34 条 第 27 条のうち、「3 口以上」の規定は、平成 2 年 4 月 26 日から適用する。

一部改正

昭和 35 年 4 月	昭和 36 年 4 月	昭和 38 年 4 月	昭和 43 年 9 月
昭和 47 年 11 月	昭和 50 年 4 月	昭和 52 年 4 月	昭和 56 年 4 月
昭和 59 年 4 月	昭和 61 年 4 月	昭和 63 年 4 月	平成元年 4 月
平成 2 年 4 月	平成 4 年 4 月	平成 9 年 4 月	平成 12 年 4 月
平成 14 年 4 月	平成 20 年 4 月	平成 22 年 4 月	平成 22 年 10 月
平成 24 年 4 月	平成 31 年 4 月	令和 2 年 4 月	

(この規約は、令和 2 年 4 月 27 日から施行する。)